

マハーラーシュトラ州プラスチック規制

6月30日の通達での変更・追加事項（主要部分抜粋）

6月30日の通達における主な変更・追加事項の中で重要かつ影響が大きいとみられるものは以下の4点。なお、通達の全文（英語）は末尾のリンクで参照のこと。また、詳細な運用については、担当部門であるマハーラーシュトラ州政府の環境当局（Environment Department）や、汚染防止委員会（Maharashtra Pollution Control Board）に確認する必要がある。

(1) 産業製品

「製造段階にある、あるいは製造上欠くことのできない、プラスチック製品による包装」は対象外だが、その条件を以下のとおり明確化する。

- a. （包装に使用されるプラスチック材の）厚さは50ミクロン以上
- b. 包装材は、食品包装を除き、再利用材を最低でも20%使用していること
- c. 包装材には（輸出用を除き）製造者の詳細、コード番号を付したプラスチックの種類、
買い戻し価格が印刷されていること

そして、これらに加えて、業界団体は協力して買い戻し制度のメカニズムをつくることが定められている。

(2) 食料雑貨・穀物製品

食料雑貨 (groceries) と穀物 (grain) 製品の卸売事業者・販売者は以下の条件をクリアしたプラスチック包装材を使用した「販売」が認められる。

a. 最低 2 グラムかつ 50 ミクロン以上の包装材で、包装材には製造者の詳細、コード番号

を付したプラスチックの種類、買い戻し価格が印刷されていること

b. 業界団体は、回収および買い戻しのメカニズムをつくること

c. 上記 a および b の条件は本通達の発表 (6 月 30 日) から 3 カ月以内に実行されること

その一方で、「製造者」には、a および b の条件が本通達の発表日から課されることになっている。

(3) 「飲料用水」ペット容器

これまでは、500ml 未満の全てのペット容器が一律対象となっていたが、今回の通達では「飲料用水」に関し、下記の条件が追加された。

- ・ ペットボトルには容量によって、買い戻し価格を記載する
- ・ 1ℓ 以上は 1 ルピー (あるいは製造者が決めた額)
- ・ 200ml 以上 1 ℓ 未満は 2 ルピー (あるいは製造者が決めた額)
- ・ 200ml 未満の容器は禁止 (これまでは一律 500ml 未満が禁じられていた)

また、ペットボトル全体に対しても以下の規定が追加されている。

- ・ ホテルやパーティー会場、屋外イベント会場といったペットボトルが大量に消費される場所に対するプラスチックごみ回収スペースの設置義務
- ・ 使用済みのペットボトルを販売者から回収し、買い戻しをし、リサイクルする責任はペットボトル産業 (PET bottle industries) にのみある。

(4) e コマースへの適用

これまで e コマースを通じた州内での販売については、規制の中で特段の言及はなかったが、今回の通達で以下の条件が追加された。

- ・ 3 カ月間のみプラスチック包装を用いた製品の販売を認める
- ・ しかし、3 カ月以内に環境に配慮した代替包装材へ変更すること
- ・ 3 カ月以内にプラスチック包装材の回収メカニズムをつくり、リサイクルおよび最終処分を確実にすること

◆3 月 23 日通達（規制の概要が記載）※下部が英語

http://www.mpcb.gov.in/images/pdf/plastic_27032018.pdf

◆4 月 11 日通達※下部が英語

http://www.mpcb.gov.in/images/pdf/Environment_Department_18042018.pdf

◆6 月 30 日通達

http://mpcb.gov.in/images/pdf/plasticwasteGazetteSearch_03072018.pdf

ジェットロ「ビジネス短信」添付資料

◇マハーラーシュトラ州汚染防止委員会ウェブサイト

<http://mpcb.gov.in/>

サイト内の「What' s New」で通達が公開される

(出所) マハーラーシュトラ州政府ウェブサイト、各種資料を基に作成